⑺　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

技術者（管理技術者、総括技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員）は、以下に示す条件を全て満たす者とする。

管理技術者については建築、電気、機械及び土木の中から職種を問わず１名配置すること。(管理技術者は、総括技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員のいずれも兼ねることはできない。)

総括技術者については建築、電気、機械及び土木の中から職種を問わず１名以上配置すること。なお、総括技術者は主任技術者及び担当技術者を兼ねることができる。

主任技術者については各職種（建築、電気、機械、土木及び環境）１名以上配置すること。なお、主任技術者は担当技術者を兼ねることができる。(主任技術者は総括技術者を兼ねることができない。)

担当技術者については３名以上配置すること。なお、職種は問わない。(担当技術者は主任技術者及び総括技術者を兼ねることができない。)

技術員については１名以上配置すること。なお、職種は問わない。(技術員は総括技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることができない。)

ア　配置予定管理技術者（建築、電気、機械、土木）　配置予定管理技術者については、次の①から③に示す条件をすべて満たす者である。

①　資格

１）建築

次の実績、経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　実績

ⅰ　同種業務：日本国内外における米軍施設に関する業務（※１）で平成23年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務。

ⅱ　類似業務：米国の公的な設計基準を用いた業務（※１）で平成23年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務。

㋑　経験

ⅰ　大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者。また、実務経験には発注者の立場として技術的な業務(※１)に携わった年数を含めることができる。

ⅱ　公共工事の業務（※１）経験を有するもの。

※１「業務」とは、計画、設計、積算、施工又は監理のいずれかの実務をいう

㋒　資格

ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士

ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

ⅲ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は(建設部門)

ⅳ　１級建築施工管理技士

ⅴ　APEC Engineer (Structural)

２）電気

次の実績、経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　ア１）㋐と同様。

㋑　経験　ア１）㋑と同様。

㋒　資格

ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士

ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

ⅲ　１級電気工事施工管理技士

ⅳ　技術士（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門）

ⅴ　APEC Engineer (Electrical)

３）機械

次の実績、経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　ア１）㋐と同様。

㋑　経験　ア１）㋑と同様。

㋒　資格

ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士

ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

ⅲ　１級管工事施工管理技士

ⅳ　技術士（総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は(機械部門)

ⅴ　APEC Engineer (Mechanical)

４）土木

次の実績、経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　ア１）㋐と同様。

㋑　経験　ア１）㋑と同様。

㋒　資格

ⅰ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は(建設部門)

ⅱ　１級土木施工管理技士

ⅲ　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者

ⅳ　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)

ⅴ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者※（技術士部門と同様の建設部門に限る）

ⅵ　APEC Engineer (Civil)

※：「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者及び、外国資格を有する技術者で、国土交通大臣が、技術士又はＲＣＣＭ相当と認定した資格であることを証明する認定証を有する者をいう。以下同様。

②　令和３年12月28日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が５億円未満かつ10件未満である。なお、令和３年12月28日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ５件未満である者とする。

③　入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

イ　配置予定総括技術者（建築、電気、機械、土木）　配置予定総括技術者については、次に示す条件をすべて満たす者であること。

①　資格

１）建築

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ア１）㋑と同様。

㋑　資格　ア１）㋒と同様。

２）電気

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ア１）㋑と同様。

㋑　資格　ア２）㋒と同様。

３）機械

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ア１）㋑と同様。

㋑　資格　ア３）㋒と同様。

４）土木

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ア１）㋑と同様。

㋑　資格　ア４）㋒と同様。